

【 FP FN4 FP クラス レギュレーション 50cc ノーマルスクーター準改造、一般公道用車両 】

1. 下記以外の改造、変更は一切不可。
2. 車両の排気量は2st50cc 未満とする。  
(ピストンはメーカー純正でも、オーバーサイズの使用は不可)
3. キャブレターは、ジェット類、ニードル類のセッティングインナーパーツの変更のみ可。  
ただし、オートミーク機構に関しては、オートチョークの作動関連部品についてのみ、  
チョーク解除状態に固定するための改造のみ可。
4. エアクリナーおよびボックス、エレメントの改造、変更および取外し可。また、エアファンネルなどの取付けは可。  
(ただし、エアファンネルなどは、キャブレター本体を無加工で取付けられるものに限る)
5. マフラーの改造、変更およびチャンパー(マフラー)ガードの使用は可。  
サイレンサーは車両の後方後向で、リヤタイヤの後端より 10cm 以上はみ出してはならない。  
サイレンサーのテールエンドパイプは水平が望ましい。
6. スパークプラグ、プラグキャップの変更は可。ただし、プラグコードの変更は不可。
7. アクセルワイヤーの変更は可。ただし、スロットル部分の改造、変更は不可。
8. ブレーキは、ワイヤー、オイル、ホース、パッド、シュー、レバー、バンジョーボルトの変更は可。
9. フロントフォーク(三又を含む)の改造、変更は可。また、ハンドルバー、フレーム、ホイール、  
キャバーの改造、変更は不可。ただし、スタビライザーの効果、役目のみを発生する場合に限り、  
スタビライザーの使用は可。フロントフォークとの干渉を避けるため、最小限のカバー類切削可。
10. リヤサスペンションの変更は可。
11. タイヤは一般市販されていて通常ルートで購入できる物のみ使用可。
12. スリックタイヤおよび磨耗限度を超えたものの使用不可。 10 インチ・12 インチのスリックタイヤ・レインタイヤの使用不可
13. バッテリーの取り外し、変更は可。充電コイルの改造、変更は可。  
ただし、発電装置、フライホイールは同一メーカー市販 50cc スクーターで通常購入出来るものへの 流用変更を認める。ただし  
無加工、無改造で装着できるものに限る。
14. リミッターのカットおよび CDI ユニットの改造、変更は可。  
尚、市販状態において CDI ユニット とイグニッションコイルが一体化されている車両については、純正部分と同様にイグニッ  
ションコイルが一体型されている CDI ユニットへの変更のみ可。(CDI ユニットとイグニッションコイルが別体式の車種については、  
イグニッションコイルの改造、変更は不可。
15. ボディーカバー類の改造は不可とするが純正同一形状の物への変更を認める。  
但し、インナーフェンダーの切除、取り外しは可。  
尚設備性向上のためインナーフェンダー上、アンダーカバーの一部加工は可。
16. ライトおよびウインカー部分へのカバー類の装着は可。  
テールランプを取り外した場合には同部位へのカバー装着を認める。  
但しリヤタイヤ後端よりはみ出さない事。カウリングは純正同形状の物への変更を認める。

17. 分離給油用オイルポンプ(関連部品を含む)改造、変更および取り外しは可。またオイルランプを取外した後への蓋の装着も可。  
オイルタンクの取外し、および通路の遮断加工も可。
18. スピードメーターケーブルの取り外しと、その関連部品の取り外し可。フロントホイールのダストシールの取り外しは可。  
但し、ホイールベアリング本体のオイルシールの取り外しは不可。
19. 始動機構のうち、キックペダル、キックギア等のキック式に関する部分、もしくはスターターモーターの取り外しと駆動に  
関わっていない部分の取り外し、スクーターモーター取り外し後の蓋の取り付けはスターター関連部分の取り外しや改造は不可。  
キックシャフト部分への追加カラー、ワッシャーなど の使用可。
20. シートは中のスポンジを加工しての形状の変更は可。純正同等の形状である社外品カバーへの変更を認める。  
ただし、シートベースの変更は不可。
21. 駆動系の改造、変更、およびスクーター関連部品の取外し、改造は可。  
クランクシャフト、クランクケースカバーの穴あけ加工などは不可。  
リヤホイールは、無加工で装着できる同一メーカー、同一排気量のホイール流用は可
22. ステップ付近の滑り止め加工などは、厚み 1cm 以内の滑り止め材の使用のみ可。  
ただし、ステップ自体の改造、変更は不可。(ストマジのみステップ自体の改造、変更は可)
23. レーシングスタンドを使用するための追加パーツの取付けは可
24. レース後車検にて、主催者から指示された場合は、使用しているパーツの部品番号をすべて公開、もしくは部品そのものを公開し  
なくてはならない。
25. ハーネス類の取外し改造などは可。またはステーター部分のハーネスまでの変更を認める。但し、メインキーの取外しは不可とし、  
メインキーによりエンジン停止の操作をできるものとする。
26. 駆動系カバーの取付けボルトはスチール製の同寸法ボルトにより、全箇所固定しなければならない。  
またガスケットの取り外しを認める。
27. 駆動系カバ ーの損傷によるカバーの溶接による補修を認める。ただし純正同等の形状に修復し主催者へ確認すること。  
なお、損傷が著しい場合には使用を認めないことがある。
28. 空冷ファンは、同一メーカー市販 50cc スクーター用の一般市販されていて通常ルートで購入できる物の流用変更を認める。  
ただし無加工、無改造で装着できるものに限る。
29. 生産終了パーツなどの対応として、エンジン系(クランクシャフト、ピストン、シリンダー、シリンダヘッド、ガスケット)は、  
同一メーカー同一排気量の部品の流用を認める。ただし、無加工、無改造で装着できるものに限る。
30. アクセルワイヤー、アクセルグリップ部(ハイスロットル・ラバーR・L・パーエンドを含む)、オイルポ ンプ作動用ワイヤーの改造変更  
は可。パーエンドが使えない場合は、非貫通タイプのグリップを使用すること。
31. 外装カウルについて、部品交換のためのアンダーカバーの改造、変更を認める。ただ し不要な突起などがあってはならない。

【 FN4 クラス4st125cc ノーマルスクーター・一般公道用車両 】

FP FN4 レギュレーション

1. 車両の排気量 4st125cc 未満とする。(ピストンメーカー純正でも、オーバーサイズの使用は不可)空冷ファンの加工、変更は不可。
2. エンジン回転リミッターの変更および解除、燃料調整機能および点火時調整機能ができる電子御装置の取付け、ノーマル FT・ECU の改造変更は不可。
3. タイヤは一般市販されていて通常購入できるもののみ使用可。スリックタイヤおよびレインタイヤの使用不可。  
\* B S BT601SS WET/DL TT72GPtaL
4. 駆動系(クランクシャフト、駆動系カバー、リヤホイールは除く)は同一メーカーの 125cc スクーター部品であれば流用を認める。ただし無加工、無改造で装着できるものに限る。ウエイトローラー及び、ポスワッシャーについては社外品の流用を認める。
5. マフラーは市販されている同一メーカー125cc スクーター用(純正品)で、通常ルートで購入できる物への流用変更を認める。ただし、無加工、無改造で装着できるものに限る。
6. エンジンを整備する際の、バルブの擦り合わせやシートカット及びバルブのリフェース加工(4st)、バリ取り、アタリのボカシ等最低限必要なメンテナンスは可。ただし、出荷時本来の形状を崩す様な加工は一切不可。追加のホーニング処理及び、鉄ヤスリ、砥石およびリユーター等を使用した加工は厳禁とする。パーツリストで COMP となっているパーツの、分解及び組み換えは改造とみなし不可。部品が単品でも発注出来る部分のみ交換可。